

C

転勤→特別徴収継続の場合

記載例③

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

茨城町長 殿 令和7年11月4日提出		給与支払者 〔特別徴収者〕	所在地	〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地																				
			フリガナ	マルマルショウジ（カ）																				
			氏名又は名称	〇〇商事株式会社																				
			個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	※個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし右詰めで記載。							
フリガナ	イバラキ ハナコ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法																
氏名	茨城 花子 旧姓 (千葉)																							
生年月日	昭・平 33年 3月 3日																							
個人番号	2	3							4	5	6	7	8	9	1	2	3	4						
受給者番号																								
異動後の住所			72,000 円	30,000 円	42,000 円	7 年 10 月 31 日	1. 退職 2. 転職・長欠 3. 休職・死亡 4. 死 5. 支払少額・不定期金給付等		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収															

転居等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記載しないでください。

新しい会社で特別徴収を開始する月(11月)とその月割額を記載します。

◎転勤(転職)等による特別徴収を継続する場合には、次の欄に記載してください。(新勤務先で記入してください。)

1. 特別徴収継続の場合		特別徴収義務者指定番号	新規	法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	新しい勤務先へは、月割額 6,000 円を徴収し、納入するよう連絡済みです。		
(新しい勤務先)	所在地	〒283-0000 千葉県東金市〇〇〇〇番地																		
	フリガナ	マルマルショウジ チバシテン																		
	氏名又は名称	〇〇商事 千葉支店																		
				担当者連絡先	所属	経理課												受給者番号		
					氏名	東西 太郎												納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	1. 必要 2. 不要	
					電話	1234-56-7890 内線 (123)														

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

2. 一括徴収の場合		左記の一括徴収した税額は、	
理由	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和8年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を普通徴収(給与所得者が直接納付)する場合は、次の欄にも記載してください。

3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄
理由	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和8年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	

【提出先】 〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 茨城町 総務部税務課 住民税グループ